

# 旅館業法施行細則の一部を改正する規則の改正概要について

千葉県健康福祉部衛生指導課

## 1 趣旨

レジオネラ症発生防止対策を強化するために、入浴施設の衛生管理に関する基準を新たに設けた「旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例」が令和6年7月1日に施行される。

この度は、旅館業法施行条例の改正を受け、旅館業法等の法令及び条例の施行に関し必要な事項を定める以下の規則について、所要の改正を行うものである。

併せて、細則上の様式について、文言の整理を行うものである。

## 2 改正を行う規則

旅館業法施行細則

## 3 改正内容

- (1) 条例改正に伴う条項ずれの修正
- (2) 細則上で規定する様式の記載内容を明確にするための修正

## 4 施行期日

令和6年7月1日（3（2）については、公布日施行）